



心が“ふっと”軽くなる家族時間

～笑顔がふえる子育てのヒント～

子育てって、これでいいのかな？

子どもが生まれると、暮らしや家族との関わり方は大きく変わります。産後の心の変化や家事・育児、家族との関わり方について、助産師さんのお話を聞きながら、これからの子育てのヒントを一緒に考えてみませんか。ぜひ、お気軽にご参加ください。



と き：11月13日（金）10:00～11:30

と ころ：つどいのひろば『ぼけっと』（勤労福祉会館横）

対 象：町内の0～3歳くらいの未就園の子どもと保護者
（祖父母の方も参加いただけます）

子育てボランティアさんが見守りしてくださいますので、お子さんと一緒にご参加いただけます。

講 師：助産師 小辰 葵さん

定 員：20組

申込期間：10月13日（火）～11月6日（金）

（定員になり次第締め切ります）

申込フォームからお申し込みください。



申込フォーム



子育て情報公式LINE「ひのこどもタウン」で子育てに関する情報や子育てイベントの情報などを配信しています。ぜひお友達登録してください。

問

つどいのひろば『ぼけっと』 ☎ 0748-53-2524

地域おこし協力隊 活動記

町では、「地域おこし協力隊」の廣瀬圭さんと西川みさ枝さんの2名が「移住・定住の促進」や「関係人口の創出・拡大」に関する施策の企画・推進に取り組んでいます。

このコーナーでは、地域に根差し、新たな風を吹き込む隊員の活動や思いを紹介します。

地域おこし協力隊の西川です。移住促進の目的で、お試し移住の仕組みづくりを行っています。

お試し移住の体験プログラムで、移住希望者がどのような農業体験をしたいのかを探るために、東桜谷で農家民泊を営まれているご夫婦を訪ね、農村での暮らしのリアルな日常を体感してきました。

オーナーさんから、農作業体験や海外の方の日本体験、郷土料理作り、東桜谷の歴史についてお話を聞きました。特に、私は歴史が好きなので、郷土の歴史は興味深く、話が尽きませんでした。

夕食のメニューは、自分で収穫した玉ねぎやじゃがいも、なす、ピーマンから考えます。コロッケ、玉ねぎとチーズのグラタン、肉じゃがなど品数が多いとうれしいものです。オーナーご夫妻のご厚意で鯛を用意してくださり、鯛そうめんも作りました。どの料理もおいしくて、ますますお酒が進み、ご夫妻の掛け合いも面白く、にぎやかな夜になりました。

この農家民泊では、みそや漬物、鶏、ポン酢も手作りで、自給自足の暮らしがありました。土に触れ、野菜を作り、畑で日々の糧を得て、自然と向き合い、自然に合わせて行動することによって、「生きる」ためのチカラを育みます。私たちの根本はそこにあるように感じ、また都会では味わえない体験がここにはありました。

オーナーさんが「民泊を始めて、本当に良かった。たくさんの人とつながって、楽しい」とすてきな笑顔で話されたのが、印象的でした。帰り際の「また、おいで」の一言に、大きく背中を押され、心の気づきを得た体験でした。



問

企画振興課 企画人権担当 ☎ 0748-52-6552

エコ通信

ごみの減量を考える エコ標語を募集します

日野町では、家庭から年間約4,000トンのごみが発生しています。その中には、まだ使えるものや食品ロスなど、身近な取り組みからごみを削減できるものもあります。

10月は「3R推進月間」・「食品ロス削減月間」です。暮らしの中で、「ごみを作らない・発生させない・有効に活用する」工夫を、標語にうつ応募してください。

◎標語のテーマ ごみ減量、食品ロス削減、3Rに関する取り組みや工夫

◎応募締切 11月2日(月)(消印有効)

◎応募資格 町内在住または通勤、通学されている方

◎選考など 標語の選考は日野町エコライフ推進協議会で行い、入賞者には副賞を贈ります。

※入選作品は「令和9年度資源・ごみ収集カレンダー」にお名前とともに掲載させていただきます。

◎応募方法

標語はおおむね20字以内として、応募フォーム、FAX、メール、はがき・封書のいずれかで受け付けています。郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入の上、日野町エコライフ推進協議会事務局まで応募してください。応募はひとり2作品までとします。

〈応募先〉

日野町エコライフ推進協議会事務局
〒529-1698

日野町河原一丁目1番地

FAX 0748-52-2043

E-mail kankyoutown.shiga-hino.lg.jp



応募フォーム

問

日野町エコライフ推進協議会事務局(交通環境政策課内)
☎0748-52-6557

消費者

トラブル情報

カーリース選びは 慎重に

相談事例

半年前、軽自動車のカーリースを月2万円で4年契約した。しかし先日入院し、寝たきりになってしまい車の運転もできなくなったので車を返却しようと思ったら、解約料金として約120万円請求された。支払う必要があるか知りたい。(60歳代)



アドバイス

●カーリースは車の購入とは異なり、リース会社が所有する車を一定期間借りて利用するサービスです。購入した場合に必要な車の代金などの初期費用のほか、維持にかかる税金や点検整備費用等が月々のリース料金に含まれ、毎月定額料金で車を利用できるという特徴があります。

●一方で原則として中途解約できず、解約できる場合であっても解約料等が生じます。また、走行距離や改造等、多くの場合車の利用方法に制限がある等、車を購入した場合は異なる点も多いため、まずはその仕組みを理解し、自身の車の利用方法に合っているかをよく検討しましょう。

●契約をする場合は、契約期間、支払総額と支払時期、走行距離制限等の条件の有無、中途解約の可否と、可能な場合の解約料、契約満了時の車の返却や残価(車の価格から契約満了時に想定される車の残存価値)の精算方法等を中心に、事業者から説明を受け、わからないことがあったら事業者を確認しましょう。

消費者トラブルが増えてきています。トラブルに巻き込まれたと思ったら一人で悩まずご相談ください。

〈国民生活センター見守り新鮮情報 第544号 引用〉

問

消費生活相談窓口(交通環境政策課内)
消費者ホットライン ☎0748-52-2500
☎1188